

テレワーク・ワーケーション官民推進協議会 規約（案）

（名称）

第1条 本会は、テレワーク・ワーケーション官民推進協議会（以下「官民推進協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 官民推進協議会は、テレワーク・ワーケーションを旅行需要の創出のみならず、企業の働き方改革や経営課題への対応、地方創生等に資する取組と位置づけ、その推進を図ることで、人々の新たなワークスタイルやライフスタイルの実現に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 官民推進協議会は、前条の目的を達するため次の事業を行う。

- (1) 社会全体に対するテレワーク・ワーケーションの普及啓発
- (2) テレワーク・ワーケーションに関する企業と地域の取組促進
- (3) 企業・地域が連携できる環境づくり
- (4) その他、テレワーク・ワーケーションの普及促進に関する活動

（会長等）

第4条 官民推進協議会に、会長1名、副会長1名以上を置く。

- 2 会長と副会長は、総会において選任する。
- 3 会長は、官民推進協議会の活動を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長不在時において、その職務を代行する。
- 5 会長及び副会長の任期は1年とし、選任された総会の次の定期総会までとする。
ただし、再任は妨げない。
- 6 会長及び副会長は、辞任または、任期満了の場合においても、後任が選出されるまでには、その職務を行わなければならない。

（総会）

第5条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会は、定期総会を年一回開催するほか、会長が必要と認めたときに開催する。
- 3 総会は、必要に応じて、書面または電子メールによる開催とすることができる。
- 4 総会は、総会員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 5 総会に出席できない会員は、総会の議長または代理人にその権限を委任することができる。この場合、当該会員は出席したものとみなす。
- 6 総会の議長は、会長が務める。
- 7 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 8 総会は、官民推進協議会の設立および解散を決議するほか、次の事項を議決する。
(1) 本規約の制定・改廃

(2) 当該年度の活動方針

(3) その他官民推進協議会の運営に関する重要な事項

(運営委員会)

第6条 官民推進協議会に運営委員会を設置する。

2 運営委員会の委員長は、会長が務める。

3 運営委員会は、会長、副会長が総会において選任する企業、地域、関連団体等により構成する。

4 運営委員の任期は1年とし、選任された総会の次の定期総会までとする。

ただし、再任は妨げない。

5 運営委員会は、次の事項を審議するため、必要に応じて開催する。

(1) 総会に提出すべき事項

(2) 総会から委任された事項

(3) 会長が特に必要と認めた事項

(4) 官民推進協議会の事業の執行方法に関する事項

6 運営委員会の運営に必要な事項は、運営委員会が決定する。

(会員)

第7条 会員は、官民推進協議会の趣意に賛同する企業、地域、関連団体等により構成する。

2 会員は、必要に応じて、各種情報提供や官民推進協議会の取組に関する周知等の協力をを行うこととする。

(会費)

第8条 会費の徴収は当面の間行わない。官民推進協議会の活動に経費の負担が生じる場合については、協賛金の充当や観光庁、総務省等の関連事業との連携により実施することを検討する。

(入会・退会・除名)

第9条 会員として入会しようとする者は、事務局に入会申込書等の必要な書類を提出するものとし、運営委員会において官民推進協議会の活動に貢献できると認められる場合には入会を承認することとする。

2 退会しようとする会員は、事務局に書面をもってその旨を届け出なければならない。

3 会員が官民推進協議会の名誉を毀損、又は秩序を乱した場合は、運営委員会の議決により当該会員を除名することができる。ただし、当該会員に弁明する機会を与えるなければならない。

4 会員への連絡のとれない状態が6ヶ月以上継続した場合には、運営委員会の議決により、当該会員を退会させることができる。

(運営)

第10条 官民推進協議会に事務局を設置する。

2 事務局は、会長、副会長が総会において選任する企業、地域、関連団体等により構成する。

3 事務局は、運営上の事務全般を行う。

4 事務局の任期は1年とし、委嘱された総会の次の定期総会までとする。

ただし、再任は妨げない。

(オブザーバー)

第11条 オブザーバーは、官民推進協議会の趣意に賛同する政府機関、関連団体等により構成する。

- 2 オブザーバーは、必要に応じて、各種情報提供や官民推進協議会の取組に関する周知等の協力をを行うこととする。
- 3 オブザーバーとして官民推進協議会に参画しようとする者は、事務局に参画申込書等の必要な書類を提出するものとし、運営委員会において官民推進協議会の活動に協力できると認められる場合には参画を承認することとする。
- 4 オブザーバーは、総会及び運営委員会に参加することができる。ただし、当該会議において認められた限りにおいて発言権を有するが、議決権は有しない。
- 5 退会しようとするオブザーバーは、事務局に書面をもってその旨を届け出なければならぬ。
- 6 オブザーバーが官民推進協議会の名誉を毀損、又は秩序を乱した場合は、運営委員会の議決により当該オブザーバーを除名することができる。ただし、当該オブザーバーに弁明する機会を与えなければならない。
- 7 オブザーバーへの連絡のとれない状態が6ヶ月以上継続した場合には、運営委員会の議決により、当該オブザーバーを退会させることができる。

(実施細則)

第12条 この規約に定めるもののほか、官民推進協議会の運営上必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定めるものとする。

(附則) この規約は、令和5年2月18日から施行する。